

環廃対第 120423003 号

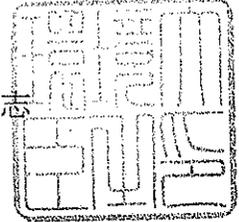
平成 24 年 4 月 23 日

三重県知事

鈴木 英敬 殿

環境大臣

細野 豪志



内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた  
今後の災害廃棄物の広域処理の推進について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成 23 年法律第 99 号)第 6 条第 1 項に基づく広域的な協力の要請に対し、真摯に御検討いただいたことに心から感謝申し上げます。

環境省では、これまで説明会等への対応や広報を通じて、広域処理の必要性・安全性についてできる限り説明に努めてまいりました。今回の御回答を通じて、説明が不足していると指摘のあった自治体については、引き続き、真摯かつ丁寧な説明を継続していきます。また、回答を求められている御要望・御質問についても、可能な限り早期に対応いたします。

一方で、被災地においては、特にこれから夏に向けて、仮置場における衛生上の問題等が悪化することが懸念されることから、広域処理の具体化を含め、災害廃棄物の処理が急務となっています。

このため、頂いた御回答の結果及び回答を踏まえた今後の取組方針について、平成 24 年 4 月 17 日に開催された「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合(第 2 回)」において報告し、了承されたところです。これに対し、野田内閣総理大臣からは、既に被災地との間で調整が行われているなど、受入れの可能性の高い自治体に対しては、最優先で実現を図ること、その他の自治体に対しては、被災地における搬出の準備状況を踏まえ、段階的に受入れを図るよう指示がありました。

環境省としては、当該関係閣僚会合にて了承された今後の取組方針を踏まえ、岩手県、宮城県のそれぞれについて、当面、最優先で広域処理の実現を図る自治体を、別添 1 及び別添 2 のとおり整理し、平成 24 年 4 月 23 日付けで両県に示したところです。これらについて



は、今後の状況に応じて変更があり得るものであり、今後の調整については、両県における処理計画や処理量の見直し等の状況を踏まえつつ、進めていきたいと考えています。

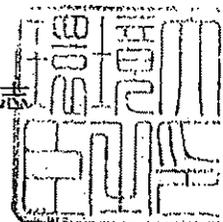
なお、両県では、問合せや現地見学の申込みが増加し、対応が困難な状況が生じていることから、環境省において、共通の現地見学会等を企画するとともに、引き続き地方環境事務所が受入れ自治体との窓口となって、両県になるべく負担をかけない形で調整を進めていきます。

環廃対発第 120423001 号

平成 24 年 4 月 23 日

岩手県知事  
達増 拓也 殿

環境大臣  
細野 豪志



内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた  
今後の災害廃棄物の広域処理の推進について

被災地における復旧・復興のためには災害廃棄物の早急な処理が必要であり、特に、これから夏に向けて、仮置場における衛生上の問題等が悪化することが懸念されるところ、被災地の方々の生活の場に近い一次仮置場については、一刻も早い災害廃棄物の処理が急務となっています。

貴県の災害廃棄物の広域処理については、貴県が策定した災害廃棄物処理の実行計画等に基づき、県内での再利用、処理をできる限り行った上で、なお県内での処理が困難と整理されたものを対象とし、昨年 10 月に環境省が開催した災害廃棄物の広域処理推進会議において、貴県より直接参加自治体（43 都道府県、74 市区町村）に対し行われた協力要請を踏まえて推進してきたところです。

政府においては、総理を先頭に、あらゆる機会を捉えての協力要請、受入自治体に対する支援の充実、各地の説明会への参加等の広報活動を進めるなど、全力を挙げて、広域処理を推進してきました。

平成 24 年 3 月には、総理大臣の指示により、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、全国の自治体に対し、文書にて広域的な協力の要請を行いました。このうち、受入を表明している 8 府県 8 政令市については、具体的な搬出側の市町村名や災害廃棄物の数量等を示して協力要請を行いました。これらの自治体以外の 35 道府県 10 政令市については、受入に関する検討結果を回答していただきました。その結果及び回答を踏まえた今後の取組方針については、平成 24 年 4 月 17 日に開催された「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において報告し了承されたところです（別添参照）。

環境省としては、関係閣僚会合にて了承された今後の取組方針を踏まえ、既に貴県又は管

下自治体と調整が開始されている受入れ側自治体等、受入れの可能性の高い自治体に対して、最優先で広域処理の実現を図る方針（当面、別紙の自治体を優先。）を考えており、引き続き全力で貴県とともに取り組んでまいります。

貴県におかれては、別添の要請に対する回答等各自自治体の意向を踏まえ、処理計画や処理量の見直し等を早急に進めるとともに、広域処理の具体化を図るようお願いいたします。

## 最優先で広域処理の実現を図る自治体（岩手県）

## ○平成 24 年 3 月 23 日要請

群馬県	搬出側	岩手県山田町、大槌町、宮古市、大船渡市、陸前高田市
	種類	可燃物・木くず
	数量	83 (千トン)
神奈川県 (3政令市)	搬出側	岩手県大船渡市、陸前高田市等
	種類	木くず
	数量	121 (千トン)
静岡県 (2政令市)	搬出側	岩手県(山田町、大槌町)
	種類	木くず
	数量	77 (千トン)

## ○平成 24 年 3 月 30 日要請

青森県	搬出側	岩手県県北(洋野町、久慈市、野田村、普代村)
	種類	可燃物・木くず
	数量	116 (千トン) (宮城県分を含む。)
秋田県	搬出側	岩手県県北(洋野町、久慈市、野田村、普代村)及び宮古市
	種類	可燃物・木くず・不燃物
	数量	135 (千トン)
山形県	搬出側	岩手県釜石市
	種類	木くず、不燃物等
	数量	150 (千トン) (宮城県分を含む。)
埼玉県 (1政令市)	搬出側	岩手県県北(洋野町、久慈市、野田村、普代村)
	種類	木くず
	数量	50 (千トン)
大阪府 (2政令市)	搬出側	岩手県宮古市、山田町、大槌町、大船渡市及び陸前高田市等
	種類	可燃物・木くず
	数量	180 (千トン)

## ○平成 24 年 4 月 17 日回答とりまとめ結果より

北海道

千葉市

北陸【新潟県(新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市)、富山県(富山地区広域研事務組合、高岡市、新川広域圏事務組合)、石川県(金沢市、輪島市)等】

## ○平成 23 年 9 月 28 日に基本協定を締結している東京都との調整を引き続き実施。

※最優先で広域処理の実現を図る自治体については、今後の状況に応じて変更があり得る。



環廃対第 120423001 号

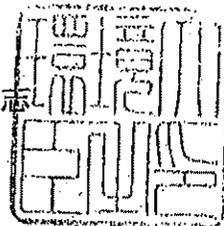
平成 24 年 4 月 23 日

宮城県知事

村井 嘉浩 殿

環境大臣

細野 豪志



内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた  
今後の災害廃棄物の広域処理の推進について

被災地における復旧・復興のためには災害廃棄物の早急な処理が必要であり、特に、これから夏に向けて、仮置場における衛生上の問題等が悪化することが懸念されるところ、被災地の方々の生活の場に近い一次仮置場については、一刻も早い災害廃棄物の処理が急務となっています。

貴県の災害廃棄物の広域処理については、貴県が策定した災害廃棄物処理の実行計画等に基づき、県内での再利用、処理をできる限り行った上で、なお県内での処理が困難と整理されたものを対象とし、昨年 10 月に環境省が開催した災害廃棄物の広域処理推進会議において、貴県より直接参加自治体（43 都道府県、74 市区町村）に対し行われた協力要請を踏まえて推進してきたところです。

政府においては、総理を先頭に、あらゆる機会を捉えての協力要請、受入自治体に対する支援の充実、各地の説明会への参加等の広報活動を進めるなど、全力を挙げて、広域処理を推進してきました。

平成 24 年 3 月には、総理大臣の指示により、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、全国の自治体に対し、文書にて広域的な協力の要請を行いました。このうち、受入を表明している 8 府県 8 政令市については、具体的な搬出側の市町村名や災害廃棄物の数量等を示して協力要請を行いました。これらの自治体以外の 35 道府県 10 政令市については、受入に関する検討結果を回答していただきました。その結果及び回答を踏まえた今後の取組方針については、平成 24 年 4 月 17 日に開催された「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において報告し了承されたところです（別添参照）。

環境省としては、関係閣僚会合にて了承された今後の取組方針を踏まえ、既に貴県又は管

下自治体と調整が開始されている受入れ側自治体等、受入れの可能性の高い自治体に対して、最優先で広域処理の実現を図る方針（当面、別紙の自治体を優先。）を考えており、引き続き全力で貴県とともに取り組んでまいります。

貴県におかれては、別添の要請に対する回答等各自自治体の意向を踏まえ、処理計画や処理量の見直し等を早急に進めるとともに、広域処理の具体化を図るようお願いします。

## 最優先で広域処理の実現を図る自治体（宮城県）

## ○平成 24 年 3 月 30 日要請

青森県	搬出側	宮城県石巻ブロック（石巻市、東松島市、女川町）及び気仙沼市
	種類	可燃物・木くず
	数量	116（千トン）（岩手県分を含む。）
山形県	搬出側	宮城県気仙沼市、石巻市、松島町、多賀城市、仙台市、亶理名取ブロック（岩沼処理区）等
	種類	木くず、不燃物等
	数量	150（千トン）（岩手県分を含む。）

## ○平成 24 年 4 月 17 日回答とりまとめ結果より

茨城県

三重県

主に大阪湾広域臨海環境整備センターを活用することを検討している自治体【滋賀県（高島市、長浜市、米原市、湖北広域行政事務センター）、京都府（京都市等）、兵庫県（神戸市）】  
福岡県（田川郡東部環境衛生施設組合、北九州市）

## ○平成 23 年 11 月 24 日に基本協定を締結している東京都との調整を引き続き実施。

※最優先で広域処理の実現を図る自治体については、今後の状況に応じて変更があり得るものであり、受入れについて具体的な御回答をいただいた、栃木県、千葉県、山梨県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県について、引き続き検討を行う。

